

# 弘前市町会連合会慶弔慰及び見舞内規

## (目 的)

第1条 この内規は、本会の役員、町会長、委員長及び地区代表委員の慶弔慰及び見舞に関しこれを定める。

## (基 準)

第2条 弔意及び見舞の基準は、次のとおりとする。

- 1 町会長、委員長及び地区代表委員が死亡したときは、香料金5,000円と弔電を贈る。
- 2 本会の役員が死亡したときは、香料金5,000円と弔電又は弔詞を贈る。
- 3 本会の役員及び委員長が傷病のため20日以上入院をしたときは、見舞金5,000円を贈る。

第3条 慶事については、第4条の規定による。

## (委 任)

第4条 この内規に定めのないものについては、その都度会長が理事会に諮り、定めるものとする。

### 附 則

この内規は、昭和53年5月22日から施行する。

### 附 則

この内規は、昭和59年4月1日から施行する。(改正)

### 附 則

この内規は、平成10年5月13日から施行する。(改正)

### 附 則

この内規は、平成22年1月12日から施行する。(改正)

### 附 則

この内規は、平成27年5月15日から施行する。(改正)

### 附 則

この内規は、平成27年12月7日から施行する。(改正)